

国民健康保険税の 税率について

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

平成30年度からは、和歌山県が国保制度の安定化を図るために、財政運営の責任主体となり納付金制度へと変更されました。

納付金を確保するために、本年度で、皆様に負担していただく税率は、前年度と同率ですが、基礎課税分の賦課限度額のみ改正となりました。

加入者の皆様に安心して医療を受けていただくため、ご理解とご協力よろしくをお願いします。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。



◎令和元年度の税率等

項目	基礎課税分 (医療給付費分)		後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額
所得割額	5.60%	5.60%	2.05%	2.05%	1.70%	1.70%
資産割額	14.00%	14.00%	5.30%	5.30%	5.80%	5.80%
均等割額	22,700円	22,700円	8,600円	8,600円	9,200円	9,200円
平等割額	17,700円	17,700円	6,700円	6,700円	4,800円	4,800円
賦課限度額	58万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円

◎倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされ、国民健康保険に加入された方へ

離職された翌日から翌年度末までの期間、国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要ですので、雇用保険受給者証、保険証、印鑑をご持参の上、税務課で手続きを行ってください。

◎年金からの特別徴収(天引き)されている方または予定の方へ

国民健康保険税納税通知書を確認してください。

年金からの納付方法を、申請により口座振替へ変更できます。その場合は認め印が必要になりますので、ご持参ください。



食中毒を予防しよう!

食中毒って?

食中毒は、食中毒原因菌・ウイルスがついた食品・飲料水などを飲食することによっておこります。食中毒の主な症状は、おなかが痛くなったり、熱がでたり、吐き気がしたりすることです。

食中毒は、原因となる菌などの種類により、増える時期が異なるので、季節を問わず注意が必要です。カンピロバクター、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157など)の食中毒を引き起こす細菌の多くは、室温(約20℃)で活発に増え始め、人間や動物の体温くらいの温度で増える速度が最も速くなります。また、細菌の多くは湿気を好むため、高温多湿の日本の梅雨～夏は細菌による食中毒が多く発生しています。



食中毒を防ぐ6つのポイント

～食品の購入から食べるまでの過程で 「つけない」「ふやさない」「やっつける」の原則を実践～

食中毒を防ぐには、細菌を食べ物に「つけない」、食べ物に付着した細菌を「ふやさない」、食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」という3つのことが原則となります。3原則をとりいれて、食中毒からからだを守りましょう。

ポイント1. 買い物

- ・消費期限を確認する。
- ・肉や魚などの生鮮食品や冷凍食品は最後に買う。
- ・肉や魚などは汁が他の食品に付かないようにビニール袋に入れる。
- ・寄り道をしないで、すぐに帰る。

ポイント2. 家庭での保存

- ・冷蔵・冷凍保存の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫に保管する。
- ・肉、魚、卵などを取り扱うときは、取り扱う前後に必ず手指を洗う。
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保つ。
- ・冷蔵庫はつめすぎない。(つめすぎると冷気の循環が悪くなる)

